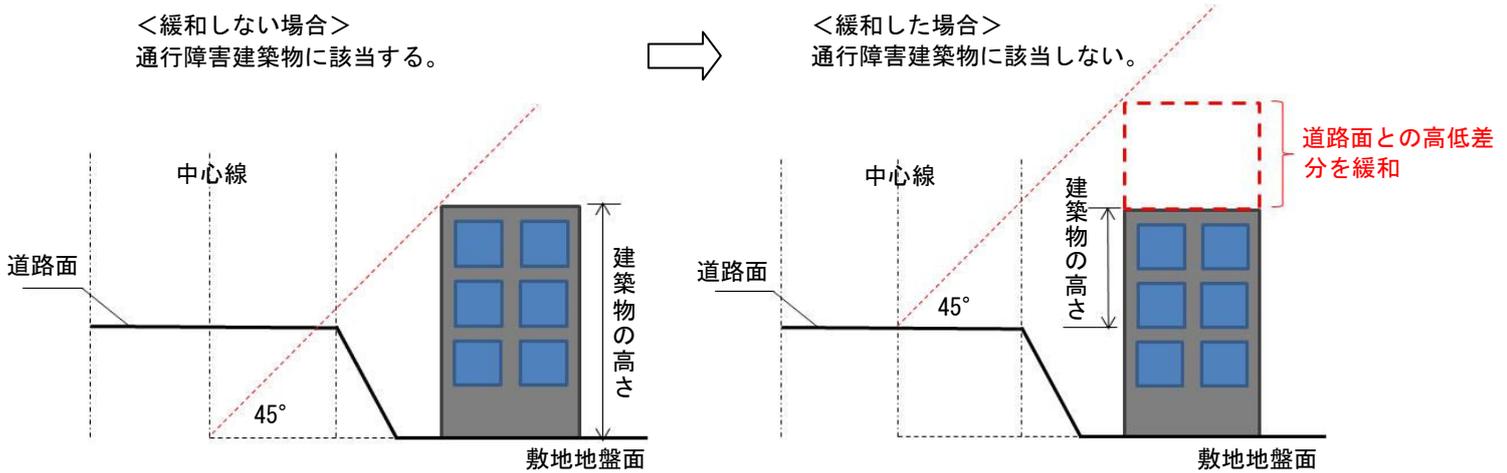


建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の概要

1 通行障害建築物の要件の特例

第2条

・法令では、地盤面からの高さにより算定していますが、地盤面が道路より低い場合は、高低差分の距離は閉塞しないため、緩和規定を置くものです。



2 添付図書の指定

条文	手続きの内容	手続きによるメリット	添付図書
第3条	耐震診断義務付け対象建築物の診断結果の報告	—	第3者機関による耐震診断、改修計画の評価結果
第4条	耐震改修の計画の認定申請	建築基準法の手続き等の特例措置や融資・税制の優遇等	
第5条	地震に対する安全性に係る認定申請	耐震性が確保されている旨を表示 ※表示	
第6条	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請	耐震改修の決議要件が3/4から1/2に緩和	

※表示

